

## 意見一覧及び修正案

番号	案件名	資料	意見等	修正等の内容（事務局案）
1	会長、副会長の選出について	なし	特段のご意見はありませんでした。	—
2	審査会の運営について ①審査会の公開、非公開について	【資料1-1】 【参考資料2】 【参考資料3】	【案件説明資料 p.2】 事務局の説明として、「本業務の提案内容を公開することが、著しく提案者に不利益を与えるものではない」との判断のもと、第3回のプレゼンテーションを公開するとあったが、枚方市情報公開条例第5条(3)では提案者の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」場合は非公開と規定されていることから、著しくなくとも提案者に不利益を与える恐れがあるのであれば、第3回も非公開とするべきではないか。	本市では市の政策形成過程を市民が知るできるように「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の規定に基づき、会議の公開を原則としており、その例外として公開しないことができる場合を定めています。こうした点を踏まえて、他のプロポーザル案件についても、プレゼンテーションについては公開で実施してきたという経過もあり、本審査会の第3回につきましても、公開とご提案をしたものです。 委員ご指摘の「提案者に不利益を与える」ことにつきましては、本審査会の第3回を公開することが決定された場合に、事業者が公開を前提としたプレゼンテーションが行えるよう、募集要項【資料2-1 p.5 (3) プレゼンテーションの実施 ②】にプレゼンテーションを公開で実施することを明記する対応を行ってはどうかと考えています。
3	審査会の運営について ②委員名の公表について	【資料1-1】 【参考資料2】 【参考資料3】	特段のご意見はありませんでした。	—
4	審査会の運営について ③会議録等の取り扱いについて	【資料1-1】 【参考資料2】 【参考資料3】	特段のご意見はありませんでした。	—
5	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務プロポーザル募集要項(案)及び様式集(案)について	【資料2-1】 【資料2-2】	事業者の参加資格として、コンサルティングに特化した事業者ではなく、窓口業務の実績を条件としておられ、まさに知識と経験の両方を兼ね備えた事業者を選定できる点が非常に重要であると思う。	—

番号	案件名	資料	意見等	修正等の内容（事務局案）
6	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務プロポーザル募集要項(案)及び様式集(案)について	【資料2-1】 【資料2-2】	【資料2-1 p.3 7. 参加資格審査 (3) 参加に係る制限事項 ②】 単体のみに限定するよりも共同企業体も含めたほうが良い検討結果が出るのではないかと。もしくは、参加者が委託業者を含めたコンソーシアムを前提として検討している場合、どのような委託業者を利用するかを提案書に明記する旨を記載してはどうか。	今回の業務調査については、窓口業務の受託実績がある事業者がその経験やノウハウを駆使して本市業務の調査や分析を実施することを期待しているものであることから、受託業務を分担して実施する前提の共同企業体ではなく、より一気通貫した業務実施となるように単独事業者のみとしたものです。 なお、共同企業体に代わるものとして、受託者の管理監督を前提として本市の承認の上業務の一部を再委託することについては仕様書で認めておりますが、委員ご提案のとおり、再委託を想定する場合にどのような委託業者を利用するかを提案書に明記することを【資料2-1 p.8 12. 提出書類作成要領 (5)】に追記いたします。
7	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務プロポーザル募集要項(案)及び様式集(案)について	【資料2-1】 【資料2-2】	【資料2-1 p.4 7. 参加資格審査 (4) 配置技術者に係る条件 ②】 業務責任者の直接雇用のことは、参加資格の配置技術者に係る条件の「②技術者との雇用関係」に、「業務責任者は、応募者に直接雇用されていること。」と記載されている。ここでは、(主任)技術者の条件として直接雇用の有無を記載してはどうか。そもそも、JVを認めず単体での応募を前提としているのであれば、いずれの職とも直接雇用しかないのではないかと。	受託事業者が派遣企業等より業務責任者を調達することなどの可能性を想定し、業務責任者の直接雇用に記載したのですが、委員ご指摘のとおり参加資格の配置技術者に係る条件の記載と重複するため、【資料2-1 p.4 7. 参加資格審査 (4) 配置技術者に係る条件 ②】については削除いたします。 なお、業務責任者は本市との連絡窓口等の役割として直接雇用された人材配置を求めるものですが、主任技術者については、直接雇用の制限は想定していません。
8	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務プロポーザル募集要項(案)及び様式集(案)について	【資料2-1】 【資料2-2】	【資料2-1 p.6 9. 留意事項等(3) その他 エ】 最優秀提案者の提案書を無償で使用、複製、公開等ができるものとしているが、提案者の許可は不要か。	本市が想定する最優秀提案者の提案書を使用する場面としましては、本プロポーザルの審査結果を含めた報告書への引用等がありますが、本市の他の事例等も鑑みて提案者の許可は不要と考えます。
9	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務仕様書(案)について	【資料2-3】	【資料2-3 全般】 仕様書(案)の5.業務内容で「最適な職員体制」の「職員」は委託職員も含んでいるように思えるが、案件説明資料での「職員の研修体制」は委託職員だけのよう思える。 委託先の職員が「職員」という言葉に含まれていたり、含まれていなかったりすることのないよう、誤解のない記載をしてもらいたい。	委員ご指摘の事項について、誤解を招きかねない箇所については、明確な記載を行います。  本市の職員のみの場合→本市職員 委託先職員を含む場合→人員(体制) など

番号	案件名	資料	意見等	修正等の内容（事務局案）
10	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務仕様書(案)について	【資料2-3】	<p>【資料2-3 p.1 3. 目的】</p> <p>文章表現で、「市による直営」、「ICTの導入」、「民間委託」の3つが並列されているが、窓口関連業務におけるICTの導入は市の直営、民間委託のいずれにおいても促進されるべき前提事項と考える。</p> <p>よって、ICTの導入の文言を文頭に持ってきて、例えば「ICT時代がますます加速する中、その導入・活用を本市でも積極的に取り入れながら、市民サービスの向上及び～」のような表現に修正してはどうか。</p>	お示しのとおり【資料2-3 p.1 3. 目的】の文頭に「ICT時代がますます加速する中、その導入・活用を本市でも積極的に取り入れながら、市民サービスの向上及び～」を追記いたします。
11	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務仕様書(案)について	【資料2-3】	<p>【資料2-3 p.1 4. 業務範囲】</p> <p>業務範囲のなお書きで、「なお、上記の他、本業務を遂行する中で上記部署が所管する業務について最適化が検討できると認められた場合は、本業務の範囲に含めることとする。」と記載されているが、「上記部署が所管する業務」ではなく「本市の業務」としてはどうか。</p> <p>例えば、税務室の業務についても最適化を図れるような場合に、現状の記載では業務の範囲外と扱われてしまうため、限定しないほうが良いのではないかと。</p>	本市ではこれまでから窓口業務の委託化や集約化の検討を進めており、その検討結果を令和元年5月に策定しました「窓口業務等のアウトソーシングに係る考え方」として取りまとめました。今回の調査範囲については、この考え方に基づいた業務範囲としているものです。 <p>なお、今後必要に応じて税部門や子育て部門についても検討を進めていく想定をしています。</p>
12	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務仕様書(案)について	【資料2-3】	<p>【資料2-3 p.2 5. 業務内容】</p> <p>【資料2-3 p.2 9. 成果品 (1)】</p> <p>業務内容で、「(1)業務分析作業」に現行の業務フローにおける課題の洗い出しについて記載してはどうか。</p> <p>「(2)窓口関連業務等の最適な執行に関する提案」で課題の改善策の検討の記載があるが、課題を主体的に受注者が洗い出す必要がある点を明確にしたほうが良いのではないかと。</p> <p>また、成果品に課題と改善策の一覧表を含めてはどうか。</p>	お示しのとおり以下のとおり修正いたします。 <p>【資料2-3 p.2 5. 業務内容】に④として「現行業務フローにおける課題の洗い出し」を追加します。</p> <p>【資料2-3 p.2 9. 成果品 (1)】に④として「現行業務フローにおける課題及び改善策の一覧表」を追加し、以降の成果品の番号を1号ずつ修正いたします。</p>
13	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務仕様書(案)について	【資料2-3】	<p>【資料2-3 p.2 5. 業務内容】</p> <p>【資料2-3 p.2 9. 成果品 (1)】</p> <p>業務内容及び成果品に、民間委託導入に向けた計画案の検討・策定を追加する必要はないかと。</p>	今回の調査目的としまして、民間委託導入だけでなく、ICT導入や直營業務の効率化の最適な組み合わせを模索するものであり、本調査で委託可能であるとされた業務については、市議会への報告やさらなる検討を経たうえで委託化の方針を策定することとなります。委員お示しの「民間委託導入に向けた計画案」については、その方針に基づいて策定することとなるため、現時点の仕様書に記載していないものです。

番号	案件名	資料	意見等	修正等の内容（事務局案）
14	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務評価基準（案）について	【資料3】	<p>【資料3 1.業務提案書及びプレゼンテーション内容に基づく審査基準】</p> <p>審査基準の審査項目における各配点について、小数点以下の配点は細か過ぎるのではないかと。また、審査項目のうち、業務実績とスケジュールが同じ配点となっているが、業務実績のある事業者を選定する前提から、スケジュールについての配点が高過ぎるのではないかと。以上から、業務実績を8点、スケジュールを7点、あるいは業務実績を9点、スケジュールを6点に修正してはどうか。</p>	業務実績を8点、スケジュールを7点と修正いたします。
15	枚方市窓口関連業務等最適化検討支援業務評価基準（案）について	【資料3】	<p>【資料3 2.価格評価点の基準】</p> <p>価格評価点の基準について、1位25点、2位20点は差が大きいのではないかと。極端な例で、1位と2位の金額差が10千円の場合であっても5点差がつくのはいかがなものかと。例えば一番低い金額25点、一番高い金額（もしくは上限額17,319千円）5点とし、その間の金額については比例按分し、小数点以下を切り捨てるなどしてはどうか。</p>	<p>本調査業務委託については上限額を提示していることから、提示される見積り額にほぼ差異がないことが想定され、比例按分で価格評価点を計算しますと、評価点が横並びとなる、もしくはほとんど差がない可能性があります。</p> <p>プロポーザルとはいえ、一定価格競争の要素を確保する観点から、1位と2位に5点差を設けているものです。</p>